

# 設 計 業 務 共 通 仕 様 書

吹 田 市 土 木 部

## 総 則

### [ 適 用 ]

- 1 この仕様書は、吹田市土木部の施行する設計業務に適用する。

ただし、特記仕様書で明記したほか、監督員が承諾した場合は、この仕様書によらないことができる。また、この仕様書に明記していない事項については「測量、調査作業及び業務委託等必携」（大阪府都市整備部）に準ずるものとする。
- 2 設計を実施するに当たり、この仕様書のほか、下記設計示方書（指針）に、よらなければならない。
  - (1) 道路構造令
  - (2) 道路土工指針
  - (3) コンクリート標準示方書
  - (4) 道路橋示方書・同解説
  - (5) 道路橋支承便覧
  - (6) 舗装設計施工指針
  - (7) 道路橋示方書・同解説 I 共通編 II 鋼橋編
  - (8) 道路橋示方書・同解説 I 共通編 III コンクリート橋編
  - (9) 道路橋示方書・同解説 I 共通編 IV 下部構造編
  - (10) 道路橋示方書・同解説 V 耐震設計編
  - (11) 道路橋標準設計図集 1 及び 2
  - (12) 土木構造物標準設計 1 及び 2
  - (13) 設計便覧（国土交通省）
  - (14) 鋼道路橋塗装・防食便覧
  - (15) 設計便覧（案）（近畿地方整備局）
  - (16) 道路構造物道路附属施設標準設計（大阪府）
  - (17) 緑化基準（街路樹編）（大阪府）
  - (18) 視覚障害者誘導用ブロック設置指針・同解説
  - (19) 道路照明施設設置基準・同解説
  - (20) 立体横断施設技術基準・同解説
  - (21) 吹田市景観まちづくり計画

(22) インターロッキングブロック舗装設計施工要領

その他、「設計業務等共通仕様書（案）」（大阪府都市整備部）に記載されている「主要技術基準及び参考図書」とする。

（注）改訂が行われたもの及び上記以外に学会、協会より追加出版されたものについては、それぞれ改訂版及び追加出版物とする。

[用語の定義]

この仕様書で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 監督員とは、発注者が定め、当該業務を担当し、監督する職員をいう。
- (2) 設計図書とは、金抜き設計書、図面、仕様書（別に定める仕様書「以下特記仕様書という」を含む。）及び現場説明事項をいう。
- (3) 指示とは、監督員が受注者に対し、必要な事項を示し、実施させることをいう。
- (4) 承諾とは、受注者から申し出た事項に対し、監督員が了解することをいう。
- (5) 協議とは、監督員と受注者が対等の立場で合議することをいう。

[業務計画書]

- 1 受注者は、契約締結後15日以内に業務計画書を監督員に提出し、内容について承諾を得なければならない。
- 2 業務計画書には、契約図書に基づき下記事項を記載するものとする。
  - (1) 業務概要
  - (2) 実施工程表
  - (3) 組織表及び緊急連絡表
  - (4) 使用する主な図書及び基準
  - (5) その他
- 3 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度変更計画書を提出しなければならない。

ない。

#### [作業実施計画]

- 1 業務に当たり、設計対象区域を踏査し、地理、環境、交通量、水利、土地利用等を調査し、計画路線の現地を十分に把握しなければならない。
- 2 支障物件となるものは調書にまとめなければならない。
- 3 道路、水路等について、公私の不明確な場所については、公図及び土地台帳により調査確認しなければならない。
- 4 業務に文献その他の資料を引用した場合は、その文献資料名等を明記しなければならない。
- 5 踏査、在来施設調査その他必要な諸調査完了後、発注者の設計基準等に基づき概略設計を作成し、監督員の確認、承諾を得なければならない。
- 6 発注者は、業務に必要な土地調査書、測量成果書等の資料を貸与する。

#### [業務カルテ作成、登録]

受注者は、受注時は契約後10日以内に、登録内容の変更時は変更があった日から10日以内に、完了時は完了後10日以内に、測量調査設計業務実績情報サービス（TECRIS）に基づき、「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた後に、（財）日本建設情報総合センターに登録しなければならない。また、（財）日本建設情報総合センター発行の「登録内容確認書」を印刷して監督員に提出しなければならない。

#### [設計作業]

- 1 設計の計算根拠、資料等は全て明確にし、整理して提出しなければならない。
- 2 数量計算は、その方法、単位等全て監督員の指示により行うこととする。構造、仮設計算も同様とする。
- 3 設計図の作成に当たっては、次の点について監督員の承諾を得て行うこととする。

- (1) 縮尺
  - (2) 図の大きさ
  - (3) 工種名
  - (4) 凡例
  - (5) 図番
  - (6) その他監督員が指示するもの
- 4 実施設計作成に当たっては、各細部の処理について、監督員に各々承諾を得た後順次進行させるものとする。また、承諾を得た後であっても業務完了前において条件、情報、計画等の変更により設計を変更するときは、監督員の指示により変更するものとする。
- 5 工法については、関係官公庁、企業との協議事項、施工箇所の状況、関係資料等を検討のうえ、工事の難易、経済性、工期等を考慮し、監督員と協議しなければならない。また、工法決定に至るまでの検討工法の種類、コスト比較、必要工期、施工の難易度、工事公害についての検討等を行った工法比較検討書を提出しなければならない。
- なお、特定の材料、工法又は特許に関するものを採用する場合は、その見本説明書、理由書を発注者に提出し、協議し、承諾を得なければならない。また、これら事項に関連する関係官公庁、企業との協議は、受注者において発注者の事務委任により全て行うこととする。
- 6 占用許可（道路占用、河川占用等）を必要と認めるときは、監督員と協議のうえ、許可を得るための関係図書を作成しなければならない。
- 7 特記仕様書の必要がある場合は、監督員の指示により作成しなければならない。

#### [作業監理]

- 1 受注者は、業務の実施に当たり、関連する法令等を遵守しなければならない。
- 2 受注者は、業務上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。
- 3 受注者は、常にコンサルタントとしての中立性を保持し、業務に当たらなければならない。
- 4 打合せ、協議は、議事録をとり、内容を明確にして、その都度監督員に提出し、確認を受けなければならない。また、主要な打合せ、協議には、管理技術者は必ず出席しな

ければならない。

- 5 受注者は、業務を施行するうえで技術資料等の諸情報を活用し、十分な比較検討を行うことにより、業務の高い質を確保することに努めるとともに、更に慎重に照査を実施し、設計図書に誤りがないよう努めなければならない。また、遺漏なき照査を実施するため、相当な技術経験を有する照査技術者を配置することとする。
- 6 照査技術者は設計全般にわたり以下に示す事項について照査を実施し、照査結果報告書を提出しなければならない。
  - (1) 基本条件の検討内容
  - (2) 比較検討の方法及びその内容
  - (3) 設計計画（構造計画、仮設計画等をいう。）の妥当性
  - (4) 計算書（構造計算、容量計算、数量計算等をいう。）
  - (5) 計算書と設計図の整合性
  - (6) 施工方法の妥当性
- 7 受注者は、業務完了時に監督員の審査を受けなければならない。

審査において、訂正を指示された箇所は直ちに訂正し、再審査を受けなければならない。
- 8 業務の審査に合格後、本仕様書に指示された提出図書一式を納品し、発注者の検査員の検査をもって業務の完了とする。
- 9 業務完了後（納品引渡し後）において明らかに受注者の責めによる業務の瑕疵が発見された場合、受注者は直ちに当該業務の修正を行わなければならない。また、その設計により工事発注後において前述のような瑕疵が発見され、かつ、工事に手戻り等損失が生じたときは、受注者がその工事受注者と協議して解決しなければならない。

#### [成果品の提出]

「測量、調査作業及び業務委託等必携」（大阪府都市整備部）の成果品一覧表に基づき提出するものとする。

[疑 義]

- 1 本仕様書、その他明記のない細部については疑義が生じた場合は、監督員と協議し、その指示に従わなければならない。
- 2 受注者は、設計図書に記載された事項の解釈については疑義を生じた場合は、監督員と協議し、指示に従わなければならない。

改訂97.04.01

改訂00.07.01

改訂12.04.01

改訂13.06.01

改訂16.04.01